

内閣府設置法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 31 号）の
施行に伴う総合科学技術会議決定及び総合科学技術会議議長決定の改正について（案）

平成 26 年 5 月 23 日
総合科学技術・イノベーション会議

内閣府設置法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 31 号）の施行に伴い、総合
科学技術会議決定及び総合科学技術会議議長決定を次のとおり改正する。

1 以下の決定中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に、
「総合科学技術会議令」を「総合科学技術・イノベーション会議令」に、「科学技術
政策・イノベーション担当」を「科学技術・イノベーション担当」に改める。

- ① 「総合科学技術会議運営規則」（平成 13 年 1 月 18 日総合科学技術会議決定）
- ② 「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成 17 年 10 月 18 日総合科学技術会議決定）
- ③ 「科学技術イノベーション政策推進専門調査会の設置等について」（平成 23 年 8 月 11 日総合科学技術会議決定）
- ④ 「重要課題専門調査会の設置等について」（平成 25 年 9 月 13 日総合科学技術会議決定）
- ⑤ 「「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバナリングボード」の開催について」（平成 25 年 9 月 13 日総合科学技術会議議長決定）

2 「専門委員及び専門調査会の設置について」（平成 13 年 1 月 18 日総合科学技術
会議決定）の一部を次のように改正する。

第 1 項中「総合科学技術会議令」を「総合科学技術・イノベーション会議令」に、
「重点分野推進戦略、評価、科学技術システム改革、生命倫理及び日本学術会議の在
り方」を「評価及び生命倫理」に改め、第 2 項中「総合科学技術会議の創設にあつ
て、」を削り、「総合科学技術会議令」を「総合科学技術・イノベーション会議令」に、
「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改め、（1）を削
り、（2）を（1）とし、（3）を削り、（4）を（2）とし、（5）を削る。

3 「「革新的研究開発推進会議」の開催等について」（平成 26 年 2 月 14 日総合科学
技術会議議長決定）の一部を次のように改正する。

第 1 項中「総合科学技術会議令」を「総合科学技術・イノベーション会議令」に改
め、第 2 項中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改め、
第 3 項中「科学技術政策・イノベーション担当」を「科学技術・イノベーション担当」

に改める。

- 4 「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針」（平成26年2月14日総合科学技術会議決定）の一部を次のように改正する。

第1項中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改め、第2項中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に、「科学技術政策・イノベーション担当」を「科学技術・イノベーション担当」に改める。

- 5 以上の措置については、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成26年法律第31号）の施行の日（平成26年5月19日）から適用する。

内閣府設置法の一部を改正する法律（平成26年法律第31号）の施行に伴う総合科学技術会議決定及び総合科学技術会議議長決定の改正について（案）新旧対照条文

○総合科学技術会議運営規則（平成13年1月18日総合科学技術会議決定）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p data-bbox="241 464 898 499"><u>総合科学技術・イノベーション会議</u> 運営規則</p> <p data-bbox="398 560 1104 595">（平成13年1月18日 第1回総合科学技術会議）</p> <p data-bbox="324 608 1104 643">改正 平成13年2月15日 第2回総合科学技術会議</p> <p data-bbox="161 655 1104 738">改正 平成26年5月23日 第120回総合科学技術・イノベーション会議</p> <p data-bbox="199 799 387 834">（会議の運営）</p> <p data-bbox="147 847 1104 978">第1条 <u>総合科学技術・イノベーション会議</u>（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、法令に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。</p> <p data-bbox="199 1038 293 1074">（開催）</p> <p data-bbox="147 1086 1104 1169">第2条 会議は、原則として月1回開催するほか、議長が必要と認める場合には、随時開催することができる。</p> <p data-bbox="147 1182 580 1217">2 会議は、議長が招集する。</p> <p data-bbox="147 1230 1104 1313">3 議長は、会議を招集すべき日時が決まり次第、議長が適当と認める方法により、遅滞なく、公表する。</p> <p data-bbox="199 1374 387 1409">（議員の欠席）</p> | <p data-bbox="1227 464 1621 499"><u>総合科学技術会議</u> 運営規則</p> <p data-bbox="1384 560 2089 595">（平成13年1月18日 第1回総合科学技術会議）</p> <p data-bbox="1310 608 2089 643">改正 平成13年2月15日 第2回総合科学技術会議</p> <p data-bbox="1182 799 1370 834">（会議の運営）</p> <p data-bbox="1131 847 2089 978">第1条 <u>総合科学技術会議</u>（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、法令に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。</p> <p data-bbox="1182 1038 1276 1074">（開催）</p> <p data-bbox="1131 1086 2089 1169">第2条 会議は、原則として月1回開催するほか、議長が必要と認める場合には、随時開催することができる。</p> <p data-bbox="1131 1182 1563 1217">2 会議は、議長が招集する。</p> <p data-bbox="1131 1230 2089 1313">3 議長は、会議を招集すべき日時が決まり次第、議長が適当と認める方法により、遅滞なく、公表する。</p> <p data-bbox="1182 1374 1370 1409">（議員の欠席）</p> |

第3条 会議を欠席する議員は、代理人を会議に出席させ、又は他の議員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、国務大臣である議員が欠席する場合は、議長の了解を得て、副大臣又は副長官を代理人として出席させることができる。この場合にあっては、当該副大臣又は副長官に議決権を行使させることはできない。

2 会議を欠席する議員は、議長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 会議は、議長が出席し、かつ、議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 議事を決するに当たり、議長は出席議員全員の同意を得るよう努めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、全員の同意を得られない場合には、議長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

(緊急時の特例)

第5条 議長は、会議を招集した場合において、議員の過半数が出席することが困難であり、かつ、緊急に会議の審議及び議決を経ることが、会議の目的達成のために必要と認めるときには、前条第1項の規定にかかわらず、会議を招集し、会議は審議及び議決を行うことができる。

2 前項の規定により審議及び議決された事項については、議長が次に開かれる会議において、当該審議及び議決を報告するものとする。

第3条 会議を欠席する議員は、代理人を会議に出席させ、又は他の議員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、国務大臣である議員が欠席する場合は、議長の了解を得て、副大臣又は副長官を代理人として出席させることができる。この場合にあっては、当該副大臣又は副長官に議決権を行使させることはできない。

2 会議を欠席する議員は、議長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 会議は、議長が出席し、かつ、議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 議事を決するに当たり、議長は出席議員全員の同意を得るよう努めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、全員の同意を得られない場合には、議長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

(緊急時の特例)

第5条 議長は、会議を招集した場合において、議員の過半数が出席することが困難であり、かつ、緊急に会議の審議及び議決を経ることが、会議の目的達成のために必要と認めるときには、前条第1項の規定にかかわらず、会議を招集し、会議は審議及び議決を行うことができる。

2 前項の規定により審議及び議決された事項については、議長が次に開かれる会議において、当該審議及び議決を報告するものとする。

(審議の内容等の公表)

第6条 議長又は科学技術政策担当大臣（科学技術政策担当大臣が置かれていない場合にあつては内閣官房長官）は、会議の終了後、遅滞なく、当該会議における審議の内容等を、適当と認める方法により、公表する。

(議事要旨)

第7条 議長又は科学技術政策担当大臣（科学技術政策担当大臣が置かれていない場合にあつては内閣官房長官）は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第8条 議長は、会議の終了後、一定期間を経過した後に、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、これを公表する。

2 前項にかかわらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、議長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

(専門調査会)

第9条 会議の議決により、専門調査会を置く場合は、専門調査会に会長を置き、議長の指名する者がこれに当たる。

2 専門調査会の議事の手続その他専門調査会の運営に関し必要な事項は、専門調査会が定めることとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。

(審議の内容等の公表)

第6条 議長又は科学技術政策担当大臣（科学技術政策担当大臣が置かれていない場合にあつては内閣官房長官）は、会議の終了後、遅滞なく、当該会議における審議の内容等を、適当と認める方法により、公表する。

(議事要旨)

第7条 議長又は科学技術政策担当大臣（科学技術政策担当大臣が置かれていない場合にあつては内閣官房長官）は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第8条 議長は、会議の終了後、一定期間を経過した後に、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、これを公表する。

2 前項にかかわらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、議長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

(専門調査会)

第9条 会議の議決により、専門調査会を置く場合は、専門調査会に会長を置き、議長の指名する者がこれに当たる。

2 専門調査会の議事の手続その他専門調査会の運営に関し必要な事項は、専門調査会が定めることとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。

○総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について（平成17年10月18日総合科学技術会議決定）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p><u>総合科学技術・イノベーション会議</u>が実施する国家的に重要な研究開発の評価について</p> <p>平成17年10月18日 総合科学技術会議 <u>一部改正 平成26年5月23日</u> <u>総合科学技術・イノベーション会議</u></p> <p>1. 評価目的 内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、<u>総合科学技術・イノベーション会議</u>において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。</p> <p>2. 評価対象 (1) 大規模研究開発 ①新規の研究開発（事前評価） 新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発 ②継続中の研究開発（中間評価） ①の評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたもの ③終了した研究開発（事後評価及び追跡評価）</p> | <p><u>総合科学技術会議</u>が実施する国家的に重要な研究開発の評価について</p> <p>平成17年10月18日 総合科学技術会議</p> <p>1. 評価目的 内閣府設置法第26条第1項第3号に基づき、国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、<u>総合科学技術会議</u>において大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。</p> <p>2. 評価対象 (1) 大規模研究開発 ①新規の研究開発（事前評価） 新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発 ②継続中の研究開発（中間評価） ①の評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたもの ③終了した研究開発（事後評価及び追跡評価）</p> |

①の評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したもの及び評価専門調査会が追跡評価の必要を認めたもの

(2) 総合科学技術・イノベーション会議が指定する研究開発
総合科学技術・イノベーション会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

指定に当たっては、評価専門調査会が、府省等における対応の状況も踏まえつつ、総合科学技術・イノベーション会議による評価の必要の有無を調査・検討する。

3. 評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて 総合科学技術・イノベーション会議 が評価を行う。

4. その他

大規模研究開発のうち新規の研究開発については、総合科学技術・イノベーション会議 が実施する事前評価における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況等について、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行う。

①の評価を実施した研究開発のうち、研究開発が当該年度の前年度に終了したもの及び評価専門調査会が追跡評価の必要を認めたもの

(2) 総合科学技術会議が指定する研究開発
総合科学技術会議が以下の視点等から評価の必要を認め指定する研究開発

- ・科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・社会的関心が高いもの（倫理、安全性、期待、画期性等）
- ・国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの

指定に当たっては、評価専門調査会が、府省等における対応の状況も踏まえつつ、総合科学技術会議による評価の必要の有無を調査・検討する。

3. 評価方法

評価専門調査会が、必要に応じて外部の専門家・有識者を活用し、府省における評価結果も参考として調査・検討を行い、その結果を受けて 総合科学技術会議 が評価を行う。

4. その他

大規模研究開発のうち新規の研究開発については、総合科学技術会議 が実施する事前評価における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況等について、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行う。

○科学技術イノベーション政策推進専門調査会の設置等について（平成23年8月11日総合科学技術会議決定）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>科学技術イノベーション政策推進専門調査会の設置等について</p> <p>平成23年8月11日 総合科学技術会議 平成25年9月13日 一部改正 平成26年5月23日 一部改正 <u>総合科学技術・イノベーション会議</u></p> <p>1 <u>総合科学技術・イノベーション会議令</u> 第2条第1項に基づき、<u>総合科学技術・イノベーション会議</u> に科学技術イノベーション政策推進専門調査会を設置する。 科学技術イノベーション政策推進専門調査会は、第4期科学技術基本計画に沿った政策の確実な推進を図るため、中長期的な観点から、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う。</p> <p>2 <u>総合科学技術・イノベーション会議令</u> 第1条第1項に基づき、<u>総合科学技術・イノベーション会議</u> に、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。</p> | <p>科学技術イノベーション政策推進専門調査会の設置等について</p> <p>平成23年8月11日 総合科学技術会議 平成25年9月13日 一部改正</p> <p>1 <u>総合科学技術会議令</u> 第2条第1項に基づき、<u>総合科学技術会議</u> に科学技術イノベーション政策推進専門調査会を設置する。 科学技術イノベーション政策推進専門調査会は、第4期科学技術基本計画に沿った政策の確実な推進を図るため、中長期的な観点から、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う。</p> <p>2 <u>総合科学技術会議令</u> 第1条第1項に基づき、<u>総合科学技術会議</u> に、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。</p> |

○重要課題専門調査会の設置等について（平成25年9月13日総合科学技術会議決定）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>重要課題専門調査会の設置等について 平成25年9月13日 総合科学技術会議 <u>一部改正 平成26年5月23日</u> <u>総合科学技術・イノベーション会議</u></p> <p>1 <u>総合科学技術・イノベーション会議令</u>第2条第1項に基づき、<u>総合科学技術・イノベーション会議</u>に重要課題専門調査会を設置する。 重要課題専門調査会は、第4期科学技術基本計画で示された課題達成型の政策を確実に推進するため、同計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた当面特に取り組むべき重要な課題並びに今後さらに取り組むべき課題について、より高い専門的知見による調査・検討を行う。</p> <p>2 <u>総合科学技術・イノベーション会議令</u>第1条第1項に基づき、<u>総合科学技術・イノベーション会議</u>に、上記課題に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。</p> | <p>重要課題専門調査会の設置等について 平成25年9月13日 総合科学技術会議</p> <p>1 <u>総合科学技術会議令</u>第2条第1項に基づき、<u>総合科学技術会議</u>に重要課題専門調査会を設置する。 重要課題専門調査会は、第4期科学技術基本計画で示された課題達成型の政策を確実に推進するため、同計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた当面特に取り組むべき重要な課題並びに今後さらに取り組むべき課題について、より高い専門的知見による調査・検討を行う。</p> <p>2 <u>総合科学技術会議令</u>第1条第1項に基づき、<u>総合科学技術会議</u>に、上記課題に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。</p> |

○「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード」の開催について（平成25年9月13日総合科学技術会議議長決定）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード」の開催について</p> <p>平成25年9月13日 総合科学技術会議議長決定 一部改正 平成26年5月23日 <u>総合科学技術・イノベーション会議議長決定</u></p> | <p>「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード」の開催について</p> <p>平成25年9月13日 総合科学技術会議議長決定</p> |
| <p>1 <u>総合科学技術・イノベーション会議令</u>（平成12年政令第258号）第4条の規定に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「プログラム」という。）の着実な推進を図るため、プログラムの基本方針、プログラムで扱う各課題の研究開発計画及びその実用化・事業化に向けた戦略、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行うことを目的として、「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード」（以下「ガバニングボード」という。）を開催する。</p> <p>2 ガバニングボードの構成員は、<u>総合科学技術・イノベーション会議</u>有識者議員（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第29条第1項第5号及び第6号に掲げる者をいう。）とする。</p> <p>3 ガバニングボードの座長は、構成員の互選により決定する。</p> <p>4 ガバニングボードには、必要に応じ、構成員以外の者の出席を</p> | <p>1 <u>総合科学技術会議令</u>（平成12年政令第258号）第4条の規定に基づき、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「プログラム」という。）の着実な推進を図るため、プログラムの基本方針、プログラムで扱う各課題の研究開発計画及びその実用化・事業化に向けた戦略、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行うことを目的として、「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード」（以下「ガバニングボード」という。）を開催する。</p> <p>2 ガバニングボードの構成員は、<u>総合科学技術会議</u>有識者議員（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第29条第1項第5号及び第6号に掲げる者をいう。）とする。</p> <p>3 ガバニングボードの座長は、構成員の互選により決定する。</p> <p>4 ガバニングボードには、必要に応じ、構成員以外の者の出席を</p> |

| | |
|--|---|
| <p>求めることができる。</p> <p>5 ガバニングボードの庶務は、内閣府政策統括官(<u>科学技術・イノベーション担当</u>)において処理する。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、ガバニングボードの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定め。</p> | <p>求めることができる。</p> <p>5 ガバニングボードの庶務は、内閣府政策統括官(<u>科学技術政策・イノベーション担当</u>)において処理する。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、ガバニングボードの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。</p> |
|--|---|

○専門委員及び専門調査会の設置について（平成13年1月18日総合科学技術会議決定）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>専門委員及び専門調査会の設置について</p> <p style="text-align: right;">平成13年1月18日 総合科学技術会議</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正 平成26年5月23日</u> <u>総合科学技術・イノベーション会議</u></p> <p>1. <u>総合科学技・イノベーション会議令 第1条第1項</u>に基づき、<u>総合科学技術・イノベーション会議</u>に、<u>評価及び生命倫理</u>に関し調査・検討を行う専門委員を置くことにつき内閣総理大臣に意見具申する。</p> <p>2. 重要事項に関する専門的な知見を迅速に深めるため、<u>総合科学技術・イノベーション会議令 第2条第1項</u>に基づき、<u>総合科学技術・イノベーション会議</u>に以下の専門調査会を設置する。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(1) 評価専門調査会</u> 競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分を行うため、評価のためのルールづくり、重要研究開発の評価等評価に関する調査・検討を行う。</p> | <p>専門委員及び専門調査会の設置について</p> <p style="text-align: right;">平成13年1月18日 総合科学技術会議</p> <p>1. <u>総合科学技術会議令 第1条第1項</u>に基づき、<u>総合科学技術会議</u>に、<u>重点分野推進戦略、評価、科学技術システム改革、生命倫理及び日本学術会議の在り方</u>に関し調査・検討を行う専門委員を置くことにつき内閣総理大臣に意見具申する。</p> <p>2. <u>総合科学技術会議の創設にあたって</u>、重要事項に関する専門的な知見を迅速に深めるため、<u>総合科学技術会議令 第2条第1項</u>に基づき、<u>総合科学技術会議</u>に以下の専門調査会を設置する。</p> <p><u>(1) 重点分野推進戦略専門調査会</u> <u>科学技術に関して予算、人材その他の資源配分の重点化を着実に</u>行うため、<u>重点分野の推進戦略に関する調査・検討</u>を行う。</p> <p><u>(2) 評価専門調査会</u> 競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分を行うため、評価のためのルールづくり、重要研究開発の評価等評価に関する調査・検討を行う。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(削る)</p> <p><u>(2) 生命倫理専門調査会</u> 生命科学の急速な発展に対応するため、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第4条第3項に基づく特定胚の取扱いに関する指針の策定等生命倫理に関する調査・検討を行う。</p> <p>(削る)</p> | <p><u>(3) 科学技術システム改革専門調査会</u> <u>世界最高水準の研究成果が創出され社会に還元される仕組みを早急に作り上げるため、研究開発システム改革、産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革等科学技術システム改革に関する調査・検討を行う。</u></p> <p><u>(4) 生命倫理専門調査会</u> 生命科学の急速な発展に対応するため、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第4条第3項に基づく特定胚の取扱いに関する指針の策定等生命倫理に関する調査・検討を行う。</p> <p><u>(5) 日本学術会議の在り方に関する専門調査会</u> <u>中央省庁等改革基本法第17条第9号に基づき、日本学術会議の在り方等に関する調査・検討を行う。</u></p> |
|---|--|

○「革新的研究開発推進会議」の開催等について（平成26年2月14日総合科学技術会議議長決定）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p data-bbox="264 268 918 300">「革新的研究開発推進会議」の開催等について</p> <p data-bbox="817 316 1099 347">平成26年2月14日</p> <p data-bbox="719 363 1099 395">総合科学技術会議議長決定</p> <p data-bbox="658 411 1099 443">一部改正 平成26年5月23日</p> <p data-bbox="465 459 1099 491"><u>総合科学技術・イノベーション会議議長決定</u></p> <p data-bbox="152 555 1099 882">1 <u>総合科学技術・イノベーション会議令</u>（平成12年6月7日政令第258号）第4条の規定に基づき、「革新的研究開発推進プログラム」（以下「プログラム」という。）の着実な推進を図るため、プログラムの基本的な方針、プログラム・マネージャー（PM）及び研究開発プログラムの選定、フォローアップ等についての審議・検討を行うことを目的として、「革新的研究開発推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催する。</p> <p data-bbox="152 946 1099 1217">2 推進会議の構成員は、内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官並びに <u>総合科学技術・イノベーション会議</u> の議員のうち内閣府設置法（平成11年法律第89号）第29条第1項第5号及び第6号に掲げる者とする。座長は、内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）をもって充てる。</p> <p data-bbox="152 1281 1099 1361">3 推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（<u>科学技術・イノベーション担当</u>）において処理する。</p> | <p data-bbox="1243 268 1897 300">「革新的研究開発推進会議」の開催等について</p> <p data-bbox="1792 316 2074 347">平成26年2月14日</p> <p data-bbox="1693 363 2074 395">総合科学技術会議議長決定</p> <p data-bbox="1137 555 2085 882">1 <u>総合科学技術会議令</u>（平成12年6月7日政令第258号）第4条の規定に基づき、「革新的研究開発推進プログラム」（以下「プログラム」という。）の着実な推進を図るため、プログラムの基本的な方針、プログラム・マネージャー（PM）及び研究開発プログラムの選定、フォローアップ等についての審議・検討を行うことを目的として、「革新的研究開発推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催する。</p> <p data-bbox="1137 946 2085 1217">2 推進会議の構成員は、内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官並びに <u>総合科学技術会議</u> の議員のうち内閣府設置法（平成11年法律第89号）第29条第1項第5号及び第6号に掲げる者とする。座長は、内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）をもって充てる。</p> <p data-bbox="1137 1281 2085 1361">3 推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（<u>科学技術政策・イノベーション担当</u>）において処理する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>4 「最先端研究開発支援プログラムの運用について」（平成 21 年 12 月 3 日総合科学技術会議（平成 23 年 7 月 29 日改訂））に基づいた最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムに関するフォローアップ及び評価等については、推進会議において実施する。</p> <p>5 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、推進会議座長が定める。</p> | <p>4 「最先端研究開発支援プログラムの運用について」（平成 21 年 12 月 3 日総合科学技術会議（平成 23 年 7 月 29 日改訂））に基づいた最先端研究開発支援プログラム及び最先端・次世代研究開発支援プログラムに関するフォローアップ及び評価等については、推進会議において実施する。</p> <p>5 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、推進会議座長が定める。</p> |
|---|---|

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 平成26年2月14日 総合科学技術会議 <u>一部改正 平成26年5月23日</u> <u>総合科学技術・イノベーション会議</u></p> <p>総合科学技術会議は、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）及び「科学技術イノベーション総合戦略」（平成25年6月7日閣議決定）において創設が決定され、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）の具体的施策として平成25年度一般会計補正予算に盛り込まれた「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）」の運用に関して、以下の基本方針を決定する。</p> <p>1. ImPACTの目的・特徴</p> <p>現在、我が国は、激しい国際競争にさらされ、また、深刻な社会経済的課題に直面している。これらを克服するため、我が国の将来の産業や社会のあり方に大きな変革をもたらすことが重要であり、チャレンジ、オープン、イノベーションといった姿勢・取組を促す行動が求められている。ImPACTは、その具体的な行動の一つであり、研究開発現場のマインドセットの変換、内向き志向からチャレンジ精神への大転換、自前主義からオープンイノベーションへの転換を目的とした「実現すれば社会に変革をもたらす非連続的なイノベーションを生み出す新たな仕組み」である。このため、第一に、ImPACTは、必ずしも確度は高くないが成功時に</p> | <p>革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 平成26年2月14日 総合科学技術会議</p> <p>総合科学技術会議は、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）及び「科学技術イノベーション総合戦略」（平成25年6月7日閣議決定）において創設が決定され、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）の具体的施策として平成25年度一般会計補正予算に盛り込まれた「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）」の運用に関して、以下の基本方針を決定する。</p> <p>1. ImPACTの目的・特徴</p> <p>現在、我が国は、激しい国際競争にさらされ、また、深刻な社会経済的課題に直面している。これらを克服するため、我が国の将来の産業や社会のあり方に大きな変革をもたらすことが重要であり、チャレンジ、オープン、イノベーションといった姿勢・取組を促す行動が求められている。ImPACTは、その具体的な行動の一つであり、研究開発現場のマインドセットの変換、内向き志向からチャレンジ精神への大転換、自前主義からオープンイノベーションへの転換を目的とした「実現すれば社会に変革をもたらす非連続的なイノベーションを生み出す新たな仕組み」である。このため、第一に、ImPACTは、必ずしも確度は高くないが成功時に</p> |

大きなインパクトが期待できるような（ハイリスク・ハイインパクトな）チャレンジを促し、起業風土を醸成することを特徴とする。即ち、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進する。

第二に、ImPACTは、総合科学技術・イノベーション会議が設定するテーマについて優れたアイデアをもつプログラム・マネージャー（以下「PM」という。）を厳選し、大胆な権限をPMに付与し、優秀な研究者とともにイノベーションを創出することを特徴とする。即ち、PMがプロデューサーとして研究者をキャスティングし、研究開発のデザイン力・マネジメント力と、我が国のトップレベルの研究開発力を結集する。

ImPACTの究極的な目的は、「イノベーションに最も適した国」「起業、創業の精神に満ちあふれた国」の実現である。勿論これはImPACTのみで達成できるものでないことから、ImPACTで生み出す成功事例を、我が国の各界が今後イノベーションに取り組む際の行動モデルとして示すことも目指す。

2. ImPACTの進め方

(1) 会議の開催等

PMの選定・評価・進捗状況等についての審議・検討を行うことを目的として、「革新的研究開発推進会議」（以下「推進会議」という。）及び「革新的研究開発推進プログラム有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。有識者会議は推進会議の下で開催する。

推進会議は、内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）、内閣府副大臣（科学技術政策担当）、内閣府政務官（科学技術政策担当）

大きなインパクトが期待できるような（ハイリスク・ハイインパクトな）チャレンジを促し、起業風土を醸成することを特徴とする。即ち、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進する。

第二に、ImPACTは、総合科学技術会議が設定するテーマについて優れたアイデアをもつプログラム・マネージャー（以下「PM」という。）を厳選し、大胆な権限をPMに付与し、優秀な研究者とともにイノベーションを創出することを特徴とする。即ち、PMがプロデューサーとして研究者をキャスティングし、研究開発のデザイン力・マネジメント力と、我が国のトップレベルの研究開発力を結集する。

ImPACTの究極的な目的は、「イノベーションに最も適した国」「起業、創業の精神に満ちあふれた国」の実現である。勿論これはImPACTのみで達成できるものでないことから、ImPACTで生み出す成功事例を、我が国の各界が今後イノベーションに取り組む際の行動モデルとして示すことも目指す。

2. ImPACTの進め方

(1) 会議の開催等

PMの選定・評価・進捗状況等についての審議・検討を行うことを目的として、「革新的研究開発推進会議」（以下「推進会議」という。）及び「革新的研究開発推進プログラム有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。有識者会議は推進会議の下で開催する。

推進会議は、内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）、内閣府副大臣（科学技術政策担当）、内閣府政務官（科学技術政策担当）

及び 総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員で構成する。有識者会議は、総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員及び外部有識者で構成する。その他、推進会議の開催等に必要事項は 総合科学技術・イノベーション会議 議長が、有識者会議の開催等に必要事項は推進会議座長が、別に定める。

(2) テーマの設定

ImPACT が目指す産業や社会のあり方の変革という「出口」を示すため、

- 1) 非連続的な変化でパラダイム転換をもたらす科学技術イノベーションによって、我が国の産業競争力を飛躍的に高め、豊かな国民生活に大きく貢献するもの
- 2) 我が国が直面する深刻な社会的課題に対し、従来の常識を覆す革新的な科学技術イノベーションによってこれを克服するものの観点から、次の5つのテーマを設定する。

- 資源制約からの解放とものづくり力の革新
(新世紀日本型価値創造)
- 生活様式を変える革新的省エネ・エコ社会の実現
(地球との共生)
- 情報ネットワーク社会を超える高度機能化社会の実現
(人と社会を結ぶスマートコミュニティ)
- 少子高齢化社会における世界で最も快適な生活環境の提供
(誰もが健やかで快適な生活を実現)
- 人知を超える自然災害やハザードの影響を制御し、被害を最小化
(国民一人一人が実感するレジリエンスを実現)

及び 総合科学技術会議 有識者議員で構成する。有識者会議は、総合科学技術会議 有識者議員及び外部有識者で構成する。その他、推進会議の開催等に必要事項は 総合科学技術会議 議長が、有識者会議の開催等に必要事項は推進会議座長が、別に定める。

(2) テーマの設定

ImPACT が目指す産業や社会のあり方の変革という「出口」を示すため、

- 1) 非連続的な変化でパラダイム転換をもたらす科学技術イノベーションによって、我が国の産業競争力を飛躍的に高め、豊かな国民生活に大きく貢献するもの
- 2) 我が国が直面する深刻な社会的課題に対し、従来の常識を覆す革新的な科学技術イノベーションによってこれを克服するものの観点から、次の5つのテーマを設定する。

- 資源制約からの解放とものづくり力の革新
(新世紀日本型価値創造)
- 生活様式を変える革新的省エネ・エコ社会の実現
(地球との共生)
- 情報ネットワーク社会を超える高度機能化社会の実現
(人と社会を結ぶスマートコミュニティ)
- 少子高齢化社会における世界で最も快適な生活環境の提供
(誰もが健やかで快適な生活を実現)
- 人知を超える自然災害やハザードの影響を制御し、被害を最小化

(3) PMの決定

内閣府は、PMの募集を行い、研究開発プログラムの構想などの提案を求める。有識者会議は、応募者の審査を行い、PM採用候補を選定し、推進会議に報告する。推進会議は、有識者会議の報告を踏まえてPM採用案をとりまとめ、総合科学技術・イノベーション会議に報告する。総合科学技術・イノベーション会議は、推進会議の報告を踏まえてPMを決定する。(独)科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、PMの採用に関する総合科学技術・イノベーション会議の決定を踏まえ、PMを雇用する。機構は、総合科学技術・イノベーション会議が行うPMの進捗管理に対する的確に対応するとともに、PM雇用者としての立場、PM活動を支援する立場及び適正な基金管理の観点に留意し、その適切な体制を構築する。

PMは、研究開発プログラム全体のマネジメントを行うとともに、研究開発の成果を革新的なイノベーション創出に結び付けるプロデューサーとしての役割を担い、原則として専任とする。なお、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められれば、PMの国籍は問わない。

PM選定の基準・手順は推進会議が策定する。この際、制度の主旨を踏まえ、詳細な研究開発内容ではなく、プロデューサーとしてのPMの適切さを見極めるため、選定は次のような視点から行われるものとする。

①PMの資質・実績

- ・研究開発、事業化等のマネジメントに関する経験や実績、潜在的能力。
- ・テーマに関する専門的知見や理解力。国内外のニーズや研究開発

(国民一人一人が実感するレジリエンスを実現)

(3) PMの決定

内閣府は、PMの募集を行い、研究開発プログラムの構想などの提案を求める。有識者会議は、応募者の審査を行い、PM採用候補を選定し、推進会議に報告する。推進会議は、有識者会議の報告を踏まえてPM採用案をとりまとめ、総合科学技術会議に報告する。総合科学技術会議は、推進会議の報告を踏まえてPMを決定する。(独)科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、PMの採用に関する総合科学技術会議の決定を踏まえ、PMを雇用する。機構は、総合科学技術会議が行うPMの進捗管理に対する的確に対応するとともに、PM雇用者としての立場、PM活動を支援する立場及び適正な基金管理の観点に留意し、その適切な体制を構築する。

PMは、研究開発プログラム全体のマネジメントを行うとともに、研究開発の成果を革新的なイノベーション創出に結び付けるプロデューサーとしての役割を担い、原則として専任とする。なお、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められれば、PMの国籍は問わない。

PM選定の基準・手順は推進会議が策定する。この際、制度の主旨を踏まえ、詳細な研究開発内容ではなく、プロデューサーとしてのPMの適切さを見極めるため、選定は次のような視点から行われるものとする。

①PMの資質・実績

- ・研究開発、事業化等のマネジメントに関する経験や実績、潜在的能力。

動向の把握能力。

- ・幅広い技術や市場動向の俯瞰力。複眼的な視点での事業化構想力。
- ・研究者はもとより、関係者全てとの十分なコミュニケーション能力。目標達成に向けたリーダーシップ性。
- ・産学官の専門家とのネットワークと技術情報収集力。
- ・ハイインパクトなイノベーションの実現を成し遂げる意欲。
- ・自らの研究開発構想について、対外的に分かりやすく説明する力。

②PMの提案する研究開発プログラム構想

- ・産業や社会のあり方の変革をもたらすものであること。(インパクトの大きさ、実用化・事業化の可能性)
- ・他の制度では取り組めないようなハイリスク・ハイインパクトなチャレンジをするものであること。(漸進的ではなく、非連続なイノベーションを目指すものか)
- ・ハイリスクであっても実現可能であることを合理的に説明できるものであること。
- ・我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識を結集できるものであること。(構想する体制の適切性)
- ・研究開発計画が妥当なものであること。(費用の妥当性、実施期間から見た成果設定の妥当性)
- ・成果は検証可能なものであること。

国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用可能なデュアルユース技術も含まれ得ることとする。

(4) 研究開発の実施

PMは、研究開発機関を選定し、有識者会議に報告し、確認を求める。確認の後、研究開発機関は、PMのマネジメントの下で、研究開発を実施する。

- ・テーマに関する専門的知見や理解力。国内外のニーズや研究開発動向の把握能力。

- ・幅広い技術や市場動向の俯瞰力。複眼的な視点での事業化構想力。
- ・研究者はもとより、関係者全てとの十分なコミュニケーション能力。目標達成に向けたリーダーシップ性。
- ・産学官の専門家とのネットワークと技術情報収集力。
- ・ハイインパクトなイノベーションの実現を成し遂げる意欲。
- ・自らの研究開発構想について、対外的に分かりやすく説明する力。

②PMの提案する研究開発プログラム構想

- ・産業や社会のあり方の変革をもたらすものであること。(インパクトの大きさ、実用化・事業化の可能性)
- ・他の制度では取り組めないようなハイリスク・ハイインパクトなチャレンジをするものであること。(漸進的ではなく、非連続なイノベーションを目指すものか)
- ・ハイリスクであっても実現可能であることを合理的に説明できるものであること。
- ・我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識を結集できるものであること。(構想する体制の適切性)
- ・研究開発計画が妥当なものであること。(費用の妥当性、実施期間から見た成果設定の妥当性)
- ・成果は検証可能なものであること。

国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用可能なデュアルユース技術も含まれ得ることとする。

(4) 研究開発の実施

PMは、研究開発機関を選定し、有識者会議に報告し、確認を求める。確認の後、研究開発機関は、PMのマネジメントの下で、

PM に関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合、PM は、推進会議に対して選定の承認を求める。推進会議は、当該機関を選定することが、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、選定を承認する。

PM による研究開発の実施管理は、原則として機構と各研究開発機関との間の委託契約により行う。ImPACT に必要な研究開発、PM の支援、資金管理等の経費は、機構に設立された「革新的新技術研究開発基金」（以下「基金」という。）により、推進会議が決定する運用に係る方針に基づき執行する。

PM は、必要に応じて研究開発の加速、減速、中止、方向転換等を柔軟に実施する。当初の目標とは異なるがハイインパクトな成果が見込めるなど新たな展開が見込める場合は、PM の判断により柔軟にプログラムを見直すことができる。

(5) 評価及び進捗管理の実施

有識者会議は、ImPACT の着実な推進を図るため、PM から進捗状況について、機構から基金の管理状況について概ね半年毎に報告を受けるとともに、必要に応じてPM、機構に対して改善を求めることができる。但し、改善を求めるに際しては、ハイリスク・ハイインパクトな取組を促し、PM に大胆に権限を付与するという制度の主旨に留意する。

有識者会議が求める改善が行われない場合や、成果（テーマに示された産業や社会のあり方の変革）が見込めないと判断される場合、総合科学技術・イノベーション会議は、推進会議における審議・検討を経た上で、PM の解任を決定できる。

総合科学技術・イノベーション会議は、研究開発終了後、期待

研究開発を実施する。

PM に関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合、PM は、推進会議に対して選定の承認を求める。推進会議は、当該機関を選定することが、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、選定を承認する。

PM による研究開発の実施管理は、原則として機構と各研究開発機関との間の委託契約により行う。ImPACT に必要な研究開発、PM の支援、資金管理等の経費は、機構に設立された「革新的新技術研究開発基金」（以下「基金」という。）により、推進会議が決定する運用に係る方針に基づき執行する。

PM は、必要に応じて研究開発の加速、減速、中止、方向転換等を柔軟に実施する。当初の目標とは異なるがハイインパクトな成果が見込めるなど新たな展開が見込める場合は、PM の判断により柔軟にプログラムを見直すことができる。

(5) 評価及び進捗管理の実施

有識者会議は、ImPACT の着実な推進を図るため、PM から進捗状況について、機構から基金の管理状況について概ね半年毎に報告を受けるとともに、必要に応じてPM、機構に対して改善を求めることができる。但し、改善を求めるに際しては、ハイリスク・ハイインパクトな取組を促し、PM に大胆に権限を付与するという制度の主旨に留意する。

有識者会議が求める改善が行われない場合や、成果（テーマに示された産業や社会のあり方の変革）が見込めないと判断される場合、総合科学技術会議は、推進会議における審議・検討を経た上で、PM の解任を決定できる。

された成果が得られ、将来の展開に繋がるかどうか、プログラム・マネージメントが適切であったか、等の観点から、外部有識者を活用してPMに対する評価を行う。当初想定された計画では目標達成が困難な見通しとなった際の研究開発の計画変更や、派生した研究開発の展開など、プログラム・マネージメントの過程の適切性や、目標通りの成果が得られない場合もそこから何を学んだか等も評価の対象とするなど、制度の主旨を踏まえた評価とする。

(6) その他

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において、ImPACTを円滑に推進するために必要な事務を実施する。

推進会議は、基金の運営・管理に係る基本方針、基金の管理状況、革新的新技術研究開発業務の進捗状況を審議・検討する場合には、基金を管理する立場としての文部科学大臣の出席を求めることができる。

成果については、積極的な対外発信を行う。

得られた知的財産権については、産業技術力強化法第19条に基づき研究開発機関又は同機関に所属する研究者等に帰属することを原則としつつ、我が国の産業競争力の強化と知的財産の活用促進の観点に留意し、その詳細は推進会議が別に定める。

この他、ImPACTの運用に関して必要な事項については、推進会議において決定する。

(了)

総合科学技術会議は、研究開発終了後、期待された成果が得られ、将来の展開に繋がるかどうか、プログラム・マネージメントが適切であったか、等の観点から、外部有識者を活用してPMに対する評価を行う。当初想定された計画では目標達成が困難な見通しとなった際の研究開発の計画変更や、派生した研究開発の展開など、プログラム・マネージメントの過程の適切性や、目標通りの成果が得られない場合もそこから何を学んだか等も評価の対象とするなど、制度の主旨を踏まえた評価とする。

(6) その他

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）において、ImPACTを円滑に推進するために必要な事務を実施する。

推進会議は、基金の運営・管理に係る基本方針、基金の管理状況、革新的新技術研究開発業務の進捗状況を審議・検討する場合には、基金を管理する立場としての文部科学大臣の出席を求めることができる。

成果については、積極的な対外発信を行う。

得られた知的財産権については、産業技術力強化法第19条に基づき研究開発機関又は同機関に所属する研究者等に帰属することを原則としつつ、我が国の産業競争力の強化と知的財産の活用促進の観点に留意し、その詳細は推進会議が別に定める。

この他、ImPACTの運用に関して必要な事項については、推進会議において決定する。

(了)